

⑤ ふるさと街道沿線地区（1 / 2 ページ）

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計 15㎡以内

※「ふるさと街道沿線地区」とは、沿道景観形成型地域のうち、市長が指定する区域をいう。

	野立広告板	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 5m以下	地上から上端まで 5m以下	3m以下又は建築物 の高さの3分の 1以下で最高6m	設置できない	設置できない	設置できない	広告物は3階窓下 以下かつ9m以 下。ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下 ※道路突き出しの 場合の基準有		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	設置できない
表示面積	1面につき5㎡以 内で、1件につき 表裏各1面以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき5㎡以 内かつ表裏各1面 以内。				広告物は1建築壁 面につき1基かつ 5㎡以内。ワンポ イントマークは1 建築壁面につき3 ㎡以内。	1面につき5㎡以 内かつ合計10㎡ 以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅												
道路からの 後退距離	後退距離はない。 ただし、道路へ突 き出さないこと。	後退距離はない。 ※道路突き出しの 場合の基準有										
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能				地色はこげ茶色、 文字は白色又は黒 色。 ※発光塗料の使用 不可	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒 色。 1面につき表示面 の1/5の範囲内 でワンポイントマ ークを表示可能	色彩、形状は周辺 の景観と著しく不 調和とならないこ と ※発光塗料の使用 不可			
基数及び 共架数	1基につき縦に5 件まで共架可能 (表示面積の合計 は、10㎡以内)	敷地につき2基又 は前面道路につき 1基	建築物につき1基				ワンポイントマ ークは1建築壁面 につき1基	有効壁面につき1 基。ただし、表示 面積の合計が10 ㎡以内であり、か つ、有効壁面につ き縦に1列に表示 し、又は設置する 場合にあっては基 数の制限はない。				
特殊装置	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等			建築物からはみ出 さないこと。				開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1.5m以内 かつ敷地境界から 1m以内	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

⑤ ふるさと街道沿線地区（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない		地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5 m以上		
表示面積				1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内			長さ1.5 m以下 幅1.4 m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				周囲の景観と著しく 不調和とならないこと。 ※発光塗料の使用不可	周囲の景観と著しく 不調和とならないこと。 ※発光塗料の使用不可						
基数及び 共架数				前面道路につき2 基	敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のもの を除き、相互間の 距離6 m以上						
特殊装置				光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表示する 場合は、その場所が交通の幹 線道路以外の盛り場又はこれに類 する場所であること。 上記以外の場所にあつては、その 場所が当該横断幕の公益性から適 当と認められること。	左右側面部及び前後部 交通の安全の妨げとなるおそれのある 構造、素材、位置、装置等でない こと。	左右側面部及び後部 交通の安全の妨げとなるおそれのある 構造、素材、位置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。